平成２２年（フ）第１９号
徳島県海部郡美波町東由岐字本村184番地
債務者　戎谷　和代
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２３号
愛媛県今治市玉川町中村甲512番地７
債務者　谷川　昌裕
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第３２９号
北九州市門司区大里原町５番27―203号
債務者　野上　　淳
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４０６号
福岡県中間市鍋山町５番15号
債務者　木村砂奈江（旧姓春岡）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４０８号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目９番30―504号
債務者　川部　雅美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１８１号
福岡県田川郡福智町赤池1051番地65
債務者　藤本　祥範
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６０号
福岡県田川市大字伊田1556番地６
債務者　井上　安徳
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６７号
福岡県田川市大字伊田2739番地
債務者　伊原　茂幸
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６８号
福岡県田川市大字伊田2739番地
債務者　伊原　留美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６９号
福岡県田川郡福智町金田1007番地１
債務者　濱田　　忍
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１３７号
大分市敷戸新町３番３―408号
債務者　川崎みさえ
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４８４号
宮崎市下原町315番地15　第８三重野ビル301号
債務者　中村　千明
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３７号
宮崎市松山１丁目８番21号　広栄第３ビル401号
債務者　染矢　志郎
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５０号
宮崎市城ケ崎３丁目６番地１　フレクション恒久506号
債務者　黒木　純子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６８号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田420番地１
債務者　矢野　博樹
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６号
宮崎県日南市南郷町中村甲2320番地１
債務者　河野　祐吉
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
鹿児島県大島郡宇検村大字久志429番地１
債務者　悦　とも子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１６号
鹿児島県奄美市名瀬井根町１番５号　有村ビル403号室
債務者　政　　弘美（旧姓豊島）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部